

有機食品に関する 説明文（例）

小売店等において消費者に有機食品についてご紹介頂くための文例を作成しましたので、ご活用ください。

- ・必要に応じ、文例を組み合わせでご使用ください。
- ・※は省略しても構いません。
- ・意味が変わらなければ表現を変更して構いません。
この場合、JAS法に基づく有機JAS認証制度について誤認を生じさせないようご配慮下さい。

問い合わせ先：大臣官房新事業・食品産業部
食品製造課基準認証室

代表：03-3502-8111（内線4482）

ダイヤルイン：03-6744-2098

1 有機JASの概要説明の例

(1) 有機全体

①有機全体（詳細）

有機食品とは、農薬や化学肥料、添加物といった化学物質にできるだけ頼らず※環境に配慮して生産された食品のことです。

有機食品のうち、農産物、畜産物とこれらの加工食品は、有機JASマークがないと有機やオーガニックと表示できません。

有機JASマークは、第三者機関から認証を受けた生産者や製造者により国際的にも通用する有機JASの基準に基づいて日々の管理が行われた証です。

※有機食品の基準（JAS）では、生産や製造に必要不可欠、環境への影響が少ないといった一定の基準を満たす農薬、肥料、添加物などがリストアップされ、農薬、肥料などはやむを得ない場合にのみ、添加物は必要最小限度が使用可能となっています。

②有機全体（簡易）

有機食品とは、農薬や化学肥料などの化学物質にできるだけ頼らず※環境に配慮して生産された食品のことです。

第三者機関から認証され、国際的にも通用する基準をクリアした証として有機JASマークが付けられています。

※有機食品の基準（JAS）では、生産や製造に必要不可欠、環境への影響が少ないといった一定の基準を満たす農薬、肥料、添加物などがリストアップされ、農薬、肥料などはやむを得ない場合にのみ、添加物は必要最小限度のみ使用が認められています。



1 有機JASの概要説明の例

(2) 個別の説明

①有機農産物

有機農産物とは、農薬や化学肥料などの化学物質にできるだけ頼らず※環境に配慮して生産された農産物のことです。

第三者機関から認証され、国際的にも通用する基準をクリアした証として有機JASマークが付けられています。

※有機食品の基準（JAS）では、生産に必要不可欠、環境への影響が少ないといった一定の基準を満たす農薬、肥料などがリストアップされ、やむを得ない場合にのみ使用が認められています。

②有機畜産物

有機畜産物とは、有機農産物などの飼料を与え、苦痛やストレスを与えず快適に暮らせるよう配慮して生産された畜産物のことです。

第三者機関から認証され、国際的にも通用する基準をクリアした証として有機JASマークが付けられています。

③有機加工食品

有機加工食品とは、有機農産物や有機畜産物を原料として、添加物などの化学物質にできるだけ頼らず製造された加工食品のことです。第三者機関から認証され、国際的にも通用する基準をクリアした証として有機JASマークが付けられています。

※有機食品の基準（JAS）では、製造に必要不可欠、環境への影響が少ないといった一定の基準を満たす添加物などの資材がリストアップされ、添加物は必要最小限度のみ使用が認められています。



2 有機JASの特徴の説明の例

【共通】

- ・ 農薬、化学肥料、添加物などの化学物質にできるだけ頼らない※
- ・ 遺伝子組換え技術は利用しない
- ・ 非有機のものが混入しないよう管理

※有機食品の基準（JAS）では、生産や製造に必要な不可欠、環境への影響が少ないといった一定の基準を満たす農薬、肥料、添加物などがリストアップされ、農薬、肥料などはやむを得ない場合にのみ、添加物は必要最小限度が使用可能となっています。

【有機農産物の特徴】

- ・ たい肥による土作りが基本

【有機畜産物】

- ・ 有機農産物などの飼料を与えて飼育
- ・ 不必要な動物医薬品の使用は避ける
- ・ 家畜などが苦痛やストレスを感じず快適に暮らせるよう動物福祉に配慮

【有機加工食品の特徴】

- ・ 有機JASの原料を95%以上使用
- ・ 食品添加物を使用する場合も、許可されたものを必要最低限

3 一言アピールの例

- ・ 地球にやさしい目印です。
- ・ 持続可能な生産行程の証です。
- ・ 審査を受けた信頼の証です。

